

山梨県公報

号外第二十九号

平成二十六年

六月二十日

金 曜 日

目 次

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 込 孝 元
同	石 井 脩 徳
同	望 月 勝

定例監査

(1) 監査実施所属 監査実施日及び監査の結果は、平成26年2月28日発行(山梨県公報号外第10号)山梨県監査委員告示第2号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月20日、平成26年1月24日
(指導事項) 1件 (物品1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 山梨県職員録の購入に要する経費は、職員録代金に送料分を含めた金額であるが、物品要求書には送料が含まれておらず、支払限度額を超えて支払を行っていた。	1) 物品要求書について、今後さらにチェックを強化し、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	企画県民部 県東地域県民センター
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月24日、10月22日
(指導事項) 1件 (給与1)	講じた措置(又は今後の方針等)
1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬について、建設事務所の職員に対しては報償費で支出し、農務事務所の職員に対しては報酬で支出しており、同一の支出内容に対し支出科目が相違していた。 また、当該支出については、県土整備部及び農政部がそれぞれ定めた「登記促進報償金支給要領」により行われていたが、農政部の要領について、記載内容が不明確であり一部不備があった。	1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬については、これまで所管課からの通知に基づき、各事務所に金額と支出科目を確認し支出してきたところであるが、執行機関として法令に立ち返って所管課に改善を求める姿勢を欠いていた。 今回の指導に基づき、特別報酬については、登記実績に応じ月々支払っている登記促進報償金の特別分であることから、農政部の「登記促進報償金支給要領」に、特別報酬金の支給に関する条件を明記するように所管課へ依頼し、平成25年11月20日付けで一部改正された。 農務事務所の登記事務嘱託職員の平成25年12月支給の特別報酬金については、改正された要領を根拠として、予算措置に基づき報償費で支出した。 今後法令等に基づき、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年1月22日
(指導事項) 3件 (収入2、給与1)	講じた措置(又は今後の方針等)
	監査の結果

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

科目	平成25年度決算実績	平成25(10)年度収入
用 意	0	0
繰上り金	22,288,281	0
未払金	0	0
未払消費税	2,153,890,147	1,898,508,818
法人住民税	28,056,572	13,888,235
法人事業税	52,666,348	41,589,357
法人教育税	47,815,045	30,233,212
不動産取得税	212,410,651	165,621,589
自動車取得税	269,500,393	204,125,192
自動車税	277,600	291,725,600
雑収入	2,818,704,482	2,321,976,892

○課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や夜間納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。

○滞納者への対策としては、回数を増やして早期に文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネットによる不動産公示の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。

○国税の滞納額の約3/4を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告をはじめ、異が引き継いで滞納処分を行う「地方税法第48条による直接徴収」を昨年度から本格的に導入し、徴収に努めている。併せて、市町村から職員の派遣を受け、当該職員が自らの市町村の引継ぎ案件を処理する仕組みを導入し、個人県民税の滞納整理促進を図っている。

2) 速やかに収入証紙消印実績額に登載した。

3) 往復割引適用後の旅費を再計算し、該当職員から過払分の戻入処理を行った。

2) 免税軽油使用者証明手数料の収入証紙の消印実績について、収入証紙消印実績簿に登載されていないものがあった。

3) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道601km以上の乗車賃に對し、往復割引の適用をしていないものがあった。

監査対象所属	総務部 消防学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日

1) 毎年度策定している「徴収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。

1) 予定価格調書の作成の際は、契約担当者の印漏れのないよう、調書の記載内容の見直しの徹底等、再発防止に万全を期する。

2) 単価契約の締結に当たっては、複数の職員による契約書の内容確認の徹底等、再発防止に万全を期する。なお、複写機使用契約につ

2件 (契約2)

1) 予定価格調書の作成の際は、契約担当者の印漏れのないよう、調書の記載内容の見直しの徹底等、再発防止に万全を期する。

2) 単価契約の締結に当たっては、複数の職員による契約書の内容確認の徹底等、再発防止に万全を期する。なお、複写機使用契約につ

いては、平成25年11月1日より長期継続契約を締結しており、当該契約の違約金条項は適正な記載内容となっている。

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月19日、11月11日

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

① 父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 5,480,798 円 平成 25 年度分 129,600 円
合計 先数 5 件 5,610,398 円

② 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 85,356,065 円 平成 25 年度分 1,406,725 円
合計 先数 164 件 86,762,790 円

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 11,019,834 円 平成 25 年度分 144,325 円
合計 先数 17 件 11,164,159 円

④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 7 件 326,148 円

⑤ 母子福祉資金連約金
過年度分 先数 7 件 62,558 円

⑥ 母子福祉資金貸付金返納金
平成 25 年度分 先数 1 件 75,000 円

① 父子福祉資金貸付金償還金 [元金]
過年度分 5,474,798 円 (△6,000 円)
平成 25 年度分 129,600 円 (増減なし)
合計 5,604,398 円 (△6,000 円)

② 母子福祉資金貸付金償還金 [利子]
過年度分 708,967 円 (△93,978 円)
平成 25 年度分 2,150 円 (△549 円)
合計 711,117 円 (△94,527 円)

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 [元金]
過年度分 10,524,481 円 (△495,353 円)
平成 25 年度分 90,000 円 (△54,325 円)
合計 10,614,481 円 (△549,678 円)

④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 [利子]
過年度分 317,229 円 (△8,919 円)

⑤ 母子福祉資金連約金
過年度分 52,491 円 (△10,067 円)

⑥ 母子福祉資金貸付金返納金
平成 25 年度分 15,000 円 (△60,000 円)

1) 収入未済について
長期未償還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問157回(うち夜間訪問2回)、電話239回、手紙209回、住所調査3回、来所30回の延べ638回滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。

()内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較、以下同じ。

2) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

4件 (収入1、支出2)

1) 収入未済について、次のとおり収入未済があった。

① 父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 5,480,798 円 平成 25 年度分 129,600 円
合計 先数 5 件 5,610,398 円

② 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 85,356,065 円 平成 25 年度分 1,406,725 円
合計 先数 164 件 86,762,790 円

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 11,019,834 円 平成 25 年度分 144,325 円
合計 先数 17 件 11,164,159 円

④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 7 件 326,148 円

⑤ 母子福祉資金連約金
過年度分 先数 7 件 62,558 円

⑥ 母子福祉資金貸付金返納金
平成 25 年度分 先数 1 件 75,000 円

3) 扶養手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。
4) 非常勤嘱託医の報酬に係る源泉所得税について、月額表で計算すべきところ日額表で計算したため、過少徴収となっていた。

用を図る。
3) 平成25年10月給与で戻入を行った。今後は事例集等を参考に、適正に処理する。
4) 所管税務署に確認したところ、本人が確定申告で精算をするため、次回からの改善で良いとの回答を得たので、次回支給分から改善する。

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (東北支所)
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月13日、10月16日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 2件 (支出2)	1) 課全体で年間スケジュールを共有し、進捗状況を把握するとともに、予算達成と執行状況を、執行遅れのない事務処理に努める。また、適切な進捗管理により、平成25年度調査においては、適正な業務執行を行っている。 2) 医療機関用と検査機関用で契約締結日の異なる委託契約を、同一支出負担行為扱いとしたために生じた誤りであり、本来、それぞれの契約行為ごとに支出負担行為扱いを起算すべきものであるため、平成26年度からは別々の起算により処理する。

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月25日、11月5日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ① 父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 1件 824,800円 【特別会計】 ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 9,601,986円 平成25年度分 352,675円 合計 先数 26件 9,954,661円 ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 181,648円 ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,915,650円 平成25年度分 53,100円 合計 先数 1件 1,968,750円
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票の確認により転出先の調査を実施している。 また、失業等により収入が無く、償還困難なケースについては、ハローワーク等と連携し、就労支援を行っている。 ○収入未済の状況 (H26.3.11現在) 【一般会計】 ① 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分収納額 80,000円 未収金 先数 1件 744,800円

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月12日、10月18日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 4件 (収入1、支出2、重点事項1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ① 生活保護費返還金 過年度分 22,315,276円 平成25年度分 327,530円 合計 先数 26件 22,642,806円 【特別会計】 ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 847,855円 平成25年度分収納額 18,428円 未収金 先数 24件 9,088,378円 ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分収納額 0円 未収金 先数 2件 181,648円 ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 80,440円 平成25年度分収納額 0円 未収金 先数 1件 1,888,310円 2) 特別管理産業廃棄物処理 (収集・運搬) 委託契約において、廃棄物の排出実績のある月には基本管理料を支払うこととされているが、契約書に排出予定月数が記載されていた。また、契約書の違約金に関する条項において、基本管理料が違約金の算定対象に含まれていなかった。
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化する。 【一般会計】 ① 生活保護費返還金については、平成18年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたり、今年度中の回収状況は次のとおりである。(H26.2月末日現在) ・ 過年度分未収金 先数 23件 24,020,635円 収納額 先数 5件 85,000円 ② 住宅手当緊急特別措置事業返還金については、債務者の理解がなかなかなか得られないため、回収が困難な状況である。

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月12日、10月18日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 4件 (収入1、支出2、重点事項1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ① 生活保護費返還金 過年度分 22,315,276円 平成25年度分 327,530円 合計 先数 26件 22,642,806円 【特別会計】 ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 847,855円 平成25年度分収納額 18,428円 未収金 先数 24件 9,088,378円 ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分収納額 0円 未収金 先数 2件 181,648円 ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 80,440円 平成25年度分収納額 0円 未収金 先数 1件 1,888,310円 2) 特別管理産業廃棄物処理 (収集・運搬) 委託契約において、契約書に排出予定月数を加えるとともに、違約金に関する条項に基本管理料を違約金の算定対象に含めた変更契約を行った。
講じた措置 (又は今後の方針等)	1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化する。 【一般会計】 ① 生活保護費返還金については、平成18年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたり、今年度中の回収状況は次のとおりである。(H26.2月末日現在) ・ 過年度分未収金 先数 23件 24,020,635円 収納額 先数 5件 85,000円 ② 住宅手当緊急特別措置事業返還金については、債務者の理解がなかなかなか得られないため、回収が困難な状況である。

<p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 4,413,448 円 平成 25 年度分 98,126 円 合計 先数 14 件 4,511,574 円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 3 件 87,412 円</p> <p>2) 保健師現任教育研修会及び給食施設病態別栄養業務研修会において、招聘した講師に支給した報償費に対し、復興特別所得税の源泉徴収をしていなかった。</p> <p>3) H I V 検査相談研修会の受講料について、前年度金精算書が作成されていなかった。</p> <p>4) 平成 2 4 年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき督促状が発付されていなかった。</p>	<p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金の収入未済については、償還計画に基づく償還が困難となり分納している償還者に対しては面談による償還指導を行い、また、納付が遅れた者に対しては、面談により、債務の確認と分納額の見直しを行ったうえで、「債務承認及び分納に係る覚書き」を徴している。</p> <p>新たな未収金を発生させない対策としては、貸付の前に、借受人の償還時の収支の把握を行なうなど、貸付の審査の強化も図っている。</p> <p>今年度中の回収状況は次のとおりである。 (H26.2 月末日現在) ・過年度分未収金 先数 10 件 4,863,156 円 収納額 先数 1 件 254,755 円</p> <p>2) 当件は、所内担当者が復興特別所得税の源泉徴収について、認識がなかったことが原因である。</p> <p>平成 2 5 年度からは、事務所内に周知徹底を図っており、適正な源泉徴収処理がされている。</p> <p>3) 担当者は、支出命令作成の際に精算行為が必要と認識していたが（支出命令書の支出区分に「資金前渡（精算あり）」と指定）、研修受講後、担当業務を遂行する中で精算行為を怠ってしまった。</p> <p>今後は、財務規則の周知のみならず、財務会計システムの未精算帳票の確認等で精算行為の漏れが発生しないよう徹底を図っている。</p> <p>4) 今後は「山梨県債権回収及び処理マニュアル」等に基づき、督促の処理を行う。</p>
<p>監査対象所属 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 平成 2 4 年 7 月～平成 2 5 年 6 月</p> <p>監査実施日 平成 2 5 年 9 月 2 7 日、1 0 月 2 4 日</p> <p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 1 件（その他 1）</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項に該当するもの 1 0 件（収入 2、支出 2、給与 2、物品 2、財産 1、重点事項 1）</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>1) 法令遵守を所内に徹底するとともに、指導を受けた事項について、講じた措置を迅速かつ適切に実施する。</p>

<p>①歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>ア 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2 件 601,300 円</p> <p>イ 生活保護費返還金 過年度分 先数 4 件 3,194,132 円</p> <p>【特別会計】</p> <p>ア 母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 20,577,156 円 平成 25 年度分 571,514 円 合計 先数 32 件 21,148,670 円</p> <p>イ 母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 345,558 円 平成 25 年度分 283 円</p> <p>合計 先数 10 件 345,841 円</p> <p>ウ 募福福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 7 件 3,367,768 円</p> <p>エ 募福福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 6 件 173,009 円</p> <p>②平成 2 4 年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかった。</p> <p>③行政財産使用に伴う光熱水費の測定が遅延していた。</p> <p>④平成 2 5 年度分の行政財産使用許可による自動車販売機設置の使用料を家賃貸付料（自動販売機）で収入していた。また、平成 2 4 年度分については、行政財産使用料で収入していたものを家賃貸付料（自動販売機）に科目更正していた。</p> <p>⑤給与の支給が遅延していた。</p> <p>⑥再任用職員の社会保険料控除について、4 月当初人事給与システムへの入力が必要であったため、4 月及び 5 月分が雑部金への控除が行われず、この本人負担分を現金で納付していた。</p> <p>⑦公用車用燃料に係る契約は単借契約であったが、違約金条項の記載が単借契約のものとなっていた。</p> <p>⑧購入した郵便切手について、財務規則第 2 4 3 条に規定する郵便切手類受払簿に記載のないものがあった。</p> <p>⑨公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的と相違した支出が行われるなど、次のとおり</p>	<p>①母子福祉資金貸付金、募福福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金については、文書や訪問による償還指導、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼を続けるとともに、「山梨県債権回収処理マニュアル」に沿って、債務承認書の徴収や一部債務の納付による消滅時効の中断措置、個々の状況に応じた分納納付の採用等により、今後も収入未済金の回収に努める。</p> <p>生活保護返還金も、同様な措置を講じ、今後も継続して、収入未済金の回収に努めていく。なお、回収不能債権（平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日時刻到来債権 37,300 円）については、不納欠損処理を行った。</p> <p>②担当職員及び担当内で督促状の発行規定について、再度確認した。また、進捗管理を、組織的に管理（担当リーダーが財務の未収金一覧を確認）する体制に改めた。</p> <p>③担当内の測定業務をスケジュール化し、進捗管理を徹底する。</p> <p>④指導を受け、直ちに、適正な収入科目に更正した。</p> <p>⑤年度中途の新規採用職員に係る給与であったことから、新規採用職員に係る給与関係事務をマニュアル化し、進捗管理を徹底する。</p> <p>⑥年度当初のシステム入力を遅滞なく行うよう、年度初めの給与関係事務をリスト化し、適正な進捗管理を行う。</p> <p>⑦指導後、直ちに、違約金条項の条文を訂正した契約書により 2 5 年度上期の変更契約及び 2 5 年度下期の契約を締結した。</p> <p>⑧指導後、直ちに、郵便切手類受払簿を適正な数量に訂正した。</p> <p>⑨定例的に支払わなければならない公共料金等に係る支出は、進捗管理表を作成・管理することとし、通常に比べて、請求書の到達が</p>
--	---

不適切な事務処理があった。 同日に口座振替される電気料金のうち、水位観測局の電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日まで口座に入金されていなかった。このため、振替日において、庁舎電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から水位観測局電気料金が口座振替された。この結果、庁舎電気料金として口座に入金した前渡資金で水位観測局電気料金の支払が行なわれていた。 また、庁舎電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれなかった。このため、振替不能となった庁舎電気料金の支払にあたり、水位観測局電気料金を支払目的としてあらかじめ口座に入金した前渡資金と口座に残っていた庁舎電気料金を支払を目的とした前渡資金とを口座から引き出し、あわせて現金により庁舎電気料金の支払を行なっていた。この結果、水位観測局電気料金を目的として口座に入金された前渡資金で庁舎電気料金（一部）の支払が行なわれていた。	運延している場合には、公共料金事業者に確認をし、FAX等で請求書を送付してもらうなど、振替日を待過しないよう努める。
⑩安全運転管理者の届出に要する経費について、資金前渡の手続きの遅れにより、公費で支払うべきところ、私費で支払っていた。	⑩他事務所の安全運転管理者に係る経費であったことから、富士吉田合同庁舎内の事務所間の連携を密にする。
監査対象所属 福祉保健部 甲陽学園	
監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日 平成25年12月3日、平成26年1月29日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (その他1)	
1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。 指導事項に該当するもの 6件 (収入1、支出1、給与2、物品1、契約1) ①歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 361,065円 平成25年度分 214,896円 合計 先数 9件 575,955円 ②資金前渡で支出した研修負担金について、精算が遅延しているものがあった。 また、資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に基づくと物	1) 法令遵守を所内に徹底するとともに、指導を受けた事項について、講じた措置を迅速かつ適切に実施する。 ①催告を実施した結果、2先107,657円が納入された。引き続き催告、訪問を行い未収金の解消に努める。 ②資金前渡の取扱に関して、財務規則に即った事務処理が行われるよう、改めて所内で周知・徹底した。

品購入報告書が作成されていなかった。 ③四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、通勤距離を「一般に利用する最短の経路の長さ」でないものに誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。 ④労働保険料年度更新において、保険料・一般拠出金算定基礎額に誤りがあり、過少申告となっていた。 ⑤平成24年度の賃借物品であるガス漏れ警報器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 また、平成25年度と同賃借物品について、占有物品受入調書の分類番号・名称に誤りがあった。 ⑥ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていたいなかった。	③該当者については、直ちに過払分を払い入した。今後は、届出に際し地図ソフトによる検索結果の添付も履行した。 ④監査後直ちに再申告を行い不足金を納入した。今後、複数職員によるチェックが確保されるよう事務処理を改めた。 ⑤財務規則に則り適切に実施するため、担当間で常に現況把握できるように必要書類の適切な管理、引継体制とした。 ⑥契約の変更手続きを行い違約金条項について単価契約のものとした。また所属の契約事務について複数の職員間で共有する体制とした。
監査対象所属 福祉保健部 こころの発達総合支援センター	
監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日 平成25年12月4日、平成26年1月15日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 現金収納（診察代）において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがなされていないがあった。(9,330円)	1) 年度当初に、つり銭の留置について、方法・期日等を、関係職員（現金収納員・医療事務担当者）間で確認し再発を防止する。 また、日々の収入状況について、医療事務担当者と現金収納員相互で、ダブルチェックを徹底する。
監査対象所属 福祉保健部 あけぼの医療福祉センター	
監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日 平成25年12月10日、平成26年1月15日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 5件 (収入1、給与1、財産1、契約2)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 7,941,525円 平成25年度分 155,324円 合計 先数 18件 8,096,849円 ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,949,857円	1) 未収金対策として、債務者への家庭訪問・所内での面接・電話での督促・協議、債権管理台帳の整備、分割納付誓約書の回収、措置費負担金の不納欠損処理、関係各機関等との調整・協議を行っている。 平成26年3月10日現在の収入未済額（納付期限が経過している債権）は次のとおり

<p>平成25年度分 896,835円 合計 先数 41件 3,846,692円</p>	<p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,969,253円 平成25年度分 204,724円 合計 先数8件 2,173,977円 ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,586,103円 平成25年度分 788,888円 合計 先数34件 3,374,991円</p>
<p>2) 住居手当について、家賃の額の改定に伴う住居届の提出がされず、8月の手当確認作業の際も提出指導がなされていなかった。</p>	<p>今後の対策として、必要に応じて家庭訪問を実施する。分割納付協議に応じた債務者の納付状況を定期的に確認し、適切な債権管理を行う。交渉が困難な長期債務者については市町村等の関係機関との連携を強化し、協議していく。</p> <p>2) 平成24年11月に賃貸借更新契約をした時点で、家賃が52,000円から56,800円に増額されていた。当該者から平成25年12月に届出がなされ、受理・設定を行い、翌1月から更新された家賃額に基づき手当を支給している。</p> <p>諸手当の届出内容が変更になった際には、速やかに届出をするよう職員に周知するとともに、届出内容を把握し再発防止に努めている。</p>
<p>3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが10件あった。 4) 空調自動制御装置の保守点検委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。 5) 契約書に貼付すべき収入印紙について、昨年度において注意事項とされていたが改善されておらず、金額が不足しているもの(1件)及び貼付がないもの(6件)、貼付が不要なもの(4件)があった。</p>	<p>3) 公有財産台帳の見直し作業を進めており、指導のあった案件については公有財産移動報告書を提出済みである。 4) 自動制御装置保守点検委託契約書について平成26年4月1日の契約更新の際、違約金条項を追加した。 5) 貼付の必要な契約書の再確認を行い、必要な契約書には収入印紙を貼付済みである。</p>
<p>監査対象所属 福祉保健部 青精福祉センター 監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月 監査実施日 平成25年12月5日、平成26年2月3日</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 3件 (収入1、給与1、重点事項1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 389,010円 平成25年度分 181,110円 合計 先数 12件 570,120円</p>	<p>1) 平成26年3月24日付けで、時刻により削減した債権の不納欠損処分を行った。 また、督促状とは別に、家庭状況に配慮しながら個別に電話連絡、自宅訪問、催告文書の送付等を行なっており、未済額の減額に努</p>

<p>②青精福祉センター使用料 過年度分 438,700円 平成25年度分 9,200円 合計 先数 3件 447,900円 ③雑入 過年度分 12,937円 平成25年度分 37,838円 合計 先数 2件 50,775円</p>	<p>めている。 この結果、上記未済の内、平成26年3月末現在収入未済は ①児童福祉施設費負担金 過年度分974,160円 平成25年度分176,610円 合計 先数11件 550,770円 (19,350円の減) ②青精福祉センター使用料 過年度分 先数2件 408,700円 (39,200円の減) ③雑入過年度分 先数1件 12,937円 (37,838円の減)</p> <p>となり、わずかずつではあるが状況は改善している。</p> <p>2) 住居届を提出させ、認定した。今後、このようなことのないように住居手当に関する書類を整理した。</p>
<p>2) 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。) 3) 児童福祉施設措置費児童保護者負担金及び児童福祉施設使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に基づき督促状の発付が、遅延しているものがあつた。</p>	<p>3) 「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に基づき、納期限後20日以内に督促状を発付するよう、月に1度、財務会計システムの未収入一覧表を打出し、未収入債権の納期限を確認するよう事務を改めた。</p>
<p>監査対象所属 福祉保健部 富士ふれあいセンター 監査対象期間 平成24年10月～平成25年9月 監査実施日 平成25年12月11日、平成26年1月17日</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (給与1) 1) 臨時職員に係る通勤手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p>	<p>1) 過払いの通勤手当については、れい入措置を行い、平成25年12月19日収入済みとなっている。 当事案の原因は手当支給に当たって、損拠規定の確認を怠ったことによるものであるため、今後は通勤手当にかかわらず、手当支給に当たっては損拠規定の確認によるチェックを厳守する。</p>
<p>監査対象所属 森林環境部 環境科学研究所 監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月 監査実施日 平成25年10月4日、12月24日</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1) 1) 転倒防止型雨量計の購入において、納品された製品の型番が物品要求書及び請書に記載</p>	<p>1) 物品要求書の作成において、錯誤により、納品されたものと異なった型番としてしま</p>

<p>載された製品の型番と異なっていた。</p> <p>2) ガソリンの購入に係る契約は、単備契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていたいなかった。</p>	<p>った。今後このようなことがないよう、適正な執行を行う。</p> <p>2) 契約の変更手続を行い違約金条項について単価契約のものとした。</p> <p>今後このようなことがないよう、一層留意して契約業務を行う。</p>
--	--

<p>監査対象所属 森林環境部 森林総合研究所</p> <p>監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月</p> <p>監査実施日 平成25年10月4日、11月6日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書において、使用目的に申請・許可内容と異なる目的が記載されていた。</p> <p>また、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。</p>	<p>1) 送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書について、使用目的を修正し、再度使用者に送付した。記載誤りのある指令書については、回収した。</p> <p>許可期間が1年を超えている場合については、使用料の改定についての規定を追加し、変更指令を行った。</p>

<p>監査対象所属 産業労働部 山梨県工業技術センター (ワインセンター)</p> <p>監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月</p> <p>監査実施日 平成25年10月22日、11月28日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 特許権の増減または移動について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告がなされていないものがあった。</p> <p>また、公有財産の使用許可について、同条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。</p>	<p>1) 監査での指摘を受け、所管課への移動報告を行った。今後は、担当者間の確認をしっかりと行い、事務処理に遺漏がないよう努める。</p>

<p>監査対象所属 産業労働部 宝石美術専門学校</p> <p>監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月</p> <p>監査実施日 平成25年10月29日、12月20日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 4件 (物品2、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に定める物品購入報告書が作成されていなかった。</p> <p>2) 貸借物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>また、自動製版印刷機について、同条に定める占有物品払出調書及び占有物品受入調</p>	<p>1) 物品購入報告書の作成を行った。</p> <p>今後は、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。</p> <p>2) 無線LAN機器等について、占有物品受入調書の作成を行った。また、自動製版印刷機について、占有物品払出調書及び占有物品受入調書の作成を行った。</p> <p>今後は、取捨規則に基づく適正な事務処理</p>

<p>書が作成されていなかった。</p> <p>3) 授業の委託契約 (6件) は、単備契約であるが、違約金条項の記載内容が単備契約のものとなっていたいなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。</p> <p>4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。</p>	<p>に努める。</p> <p>3) 予備監査実施後に契約を締結した授業の委託契約について、違約金条項の記載内容を単備契約のものとし、該当条項の記載を改めた。</p> <p>今後は契約に関する事務の適正な執行に努める。</p> <p>4) 平成25年度後期授業料について、納期限後20日を経過して収入未済となった案件については、督促状を発付して督促を行い全て収入となった。</p> <p>今後は、債権管理について適切な事務処理に努める。</p>
--	--

<p>監査対象所属 産業労働部 産業技術短期大学校</p> <p>監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月</p> <p>監査実施日 平成25年10月29日、12月18日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数 5件 1,347,950円</p>	<p>1) 訪問や催告書の送付などにより、平成25年4月から平成26年3月の間に304,700円を回収し、平成25年度末の収入未済額は、次のとおりである。</p> <p>授業料 過年度分 先数 3件 1,053,250円</p> <p>今後も定期的な訪問や文書による催告を行い、未収金の回収に努める。</p>

<p>監査対象所属 産業労働部 岐阜高等技術専門学校</p> <p>監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月</p> <p>監査実施日 平成26年1月17日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) LPガスの供給に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) 指導を受けた後、速やかに違約金条項を定めた変更契約を締結した。</p> <p>今後は、契約締結時に各条項の漏れがないよう確認を徹底する。</p>

<p>監査対象所属 観光部 大阪事務所</p> <p>監査対象期間 平成24年11月～平成25年7月</p> <p>監査実施日 平成25年10月11日、11月11日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 労働保険料について、雑入への振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていた。</p>	<p>1) 雑部金に係る事務処理について財務規則の規定を再確認し、今後の事務処理について適正執行を徹底する。</p>

監査対象所属	農政部 水産技術センター (忍野支所)	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月15日、11月12日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 取得用地上未登記のものがあった。 過年度分 5筆	1) 未登記5筆のうち、3筆は買収当時(昭和47年前後)相続絡みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死しており権利関係が錯綜している。 残り2筆は民間会社の所有であるが、経営状態の影響のためか連絡が取れない状態である。 買収から40年余り経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け、権利関係者の調査等を継続して実施する。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月17日、11月19日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。	1) 予備監査での指導を受け、所管課に借受財産移動報告書を提出した。今回の事務処理ミスの原因は、規則の理解不足によるものであり、総務課職員全員で再確認を行った。

監査対象所属	農政部 果樹試験場	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月18日、11月15日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 清掃業務委託及び排水中和施設維持管理委託契約は、年間の契約額が定められた契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。	1) 今後、さらにチェックを強化し、遺漏のないよう事務処理を行う。

監査対象所属	農政部 農林試験場	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月18日、11月25日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 四輪自動車を使用する者の通勤手当について、通勤距離を誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。(合計 3件 170,894円)	1) 3名の通勤距離を再測定し、正しい距離で訂正した。また、通勤手当の過払い分は各人が払いとなっているものがあった。今後は、通勤手当の認定において、確認事

(指導事項) 1件 (財産1)	1) 行政財産目的外使用許可について、使用期間の更新及び許可事項の変更を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	務の改善を行うとともに、併せて職員への制度の周知を徹底する。 1) 幹事課を経由して移動報告書を提出した。今後は、公有財産事務取扱規則に従って適切に移動報告を行う。
-----------------	---	---

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月16日、11月25日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 現金収納(生産物売払収入)において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがされていないものがあった。(35,850円) 2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。	1) 現金で収納した生産物売払収入については、販売の翌日に金融機関へ入金ができるよう、直売当日若しくは翌日朝までの販売実績提出を担当者に徹底したため、銀行への払込み遅延は解消している。 2) 借受の継続が報告漏れとなっていた借受財産については、他の報告と併せ移動報告書を提出した。 今後は、公有財産事務取扱規則に従って適切に移動報告を行う。

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月1～2日、11月26日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (支出1、給与2)	1) 印鑑届送付簿について、財務規則第66条に定める様式に準じて作成されず、指定金融機関の受領印がなかった。 2) 住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。 3) 職員の用地交渉手当について、誤って宿日直手当を支給していたため過払いとなっていた。	1) 印鑑届送付簿については、財務規則第66条に定める様式に準じて作成した。今後は、財務規則、各通知等に則って適切な事務処理を行う。 2) 住居手当については、過払い金額を11月給与にて精算した。 今後は、給与に関する諸規定、各通知等に則って適切な事務処理を行う。 3) 用地交渉手当と宿日直手当との誤支給については、過払い金額を11月給与にて精算した。 今後は、給与に関する諸規定、各通知等に則って適切な事務処理を行う。

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月10日、11月5日	

監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 2件 (契約1、工事1)</p> <p>1) 広瀬ダム公園管理業務委託契約において、相手方との協議のうえ、特記仕様書に定める疎通作業の作業回数を2回から1回に変更し、他の業務に振り替えていたが、変更に係る打ち合わせ協議簿が作成されておらず、変更契約も行われていなかった。</p> <p>2) 栗山ダム貯水池周辺他緊急維持修繕委託(その2)の特記仕様書では委託業務の内容を「緊急的な維持修繕」と定めているが、当該業務委託の中で、緊急的な維持修繕とは考えられないダム案内看板を新たに設置する工事を行っていた。</p>	<p>1) 今後同様な事案で、特記仕様書の内容に変更が生じた場合は、協議簿を作成し適切に変更契約を締結する。</p> <p>2) 今後は、委託業務の内容を精査し、適正な処理を行う。</p>

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月12日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (工事1)</p> <p>1) 荒川ダムゲート操作制御設備(機測操作盤)更新工事の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までに行うことと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1) 監査結果を踏まえ、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」が一部改正された。今後は、この要領に基づき適正に執行する。</p>

監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月19日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 「大門ダム管理事務所及び公園等管理業務委託契約」及び「塩川ダム管理区域除草及び清掃等業務委託契約」は単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていないかった。</p>	<p>1) 今後は、違約金条項を単価契約のものに改める。</p>

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、12月18日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書において、契約保証金を免除</p>	<p>1) 今後は、葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書に、違約金の条項を</p>

していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月15～16日、11月26日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 2件 (財産1、工事1)</p> <p>1) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。</p> <p>2) 富士北麓流域下水道富士北麓浄化センター場内整備工事の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までに行うことと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p>	<p>1) すべての使用許可について、公有財産台帳と照合・確認の上、未報告のものについては移動報告書を出した。今後は、関係規定を遵守し、適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 監査結果を踏まえ、「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」が一部改正された。今後は、この要領に基づき適正に執行する。</p>

監査対象所属	県東教育事務所
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月1日、12月20日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 4件 (収入1、給与2、物品1)</p> <p>1) 期間採用教職員に係る社会保険料の調定が遅延していた。</p>	<p>1) 平成24年度中の社会保険料の調定で遅延しているものがあつたが、いずれも24年度中に調定を行った。今後は調定に係る事務が正しい順番、遅やかに調定を行う。</p> <p>2) 共同扶養者の同名の氏名を記載することにより、速やかに申出書の訂正を行った。</p>

監査対象所属	県南教育事務所
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>2) 夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。</p> <p>3) 笛川中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 31,066円) また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。</p> <p>4) 心肺衛生講習会用ダミー人形15体について、学校等に貸出しを行っているが、平成24年7月から平成25年3月までの間、物品貸付調書及び返却調書が作成されていなかった。</p>	<p>3) 今後このようなことがないよう管内の各小中学校長あてに通知し、給与資金前渡口座の適正な取扱を徹底した。</p> <p>4) 平成25年4月以降、物品貸付調書及び返却調書について貸出の都度適切に作成している。今後とも複数体制で確認することにより遅滞なく調書を作成する。</p>

監査実施日	平成26年1月17日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知した。今後は、各学校に送付済みであるチェンク表の活用依頼や、研修会等を通じて注意喚起することにより、給与資金前渡口座の適正な取扱いを図る。

監査対象所属	富士・東部教育事務所	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月5日、平成26年1月9日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 該当小中学校に遅延の経緯及び今後の改善策を確認し、徹底を依頼するとともに、管内小中学校に対して、会議の場で注意を喚起した。 今後も、「県りが起きやすい年度始めに、改めて各小中学校に対応を周知徹底する」等事務処理ミス防止に努める。

監査対象所属	総合教育センター	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月17日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 往復割引を適用しなかった乗車賃について、今後は経路等の確認を徹底して行う。

監査対象所属	図書館	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月10日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (物品1)		1) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。 ①不明資料 ・BDSシート(不正持ち出し防止装置)を設置し不正持ち出しの防止を図っている。 ・館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。 ・職員による書架エリアの巡回の強化や協力量員による館内外の巡回により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。

監査対象所属	美術館	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年2月4日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (支出1)		1) 印刷物に掲載するための作品写真撮影料を支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。 今後、このようなことがないように、所得税の源泉徴収についての取扱いを周知徹底し、事前に確認したうえで適正に処理を行う。

監査対象所属	美術館	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年2月4日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (支出1)		1) 印刷物に掲載するための作品写真撮影料を支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。 今後、このようなことがないように、所得税の源泉徴収についての取扱いを周知徹底し、事前に確認したうえで適正に処理を行う。

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月23日	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 3件 (給与1、契約2)		1) 企画展に係る業務の旅費において、宿泊に要する経費として室料相当分及び朝食代相当分を支給していたが、夕食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。 2) 岩俣収蔵庫の廃棄物等処理業務委託(廃棄物の種類に応じた複数単価契約)において、産業廃棄物及び家電リサイクル法の対象となる家電製品の収集・運搬等を行っているが、テレビ及び冷蔵庫については支給額がなかった。また、テレビについては支

・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡ししている。
・利用案内や広報活動などを通じて啓蒙活動を行い利用サービスの向上を図っている。
②未返却資料
・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。
・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力し、返却期限の厳守をお願いしている。
・返却期限が過ぎても返却されない場合は、各月末にはかきで、年度末にははがきや電話でまとめて督促し、予約がある資料等については随時督促を行うことで回収に努めている。
・督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。

出賃招行為同一にも記載がなかった。
 3) L.P.ガス供給契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のもとなっていないかった。

3) 単価契約の内容に沿った違約金条項に変更する契約書を取り交わした。今後は起案時の契約書案の内容確認を徹底する。

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月14日、12月25日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 4件 (収入2、財産1、重点事項1)
 1) 都市公園占用料について調定が遅延しているものがあつた。1件 3,220円

1) 今後は、年度当初に調定するものリストを作成し、調定もれがないよう速やかに調定処理を行う。
 2) 平成24年度の収入未済1件については、電話や訪問等を行い戻り行った結果、平成25年10月25日に納入され、現在は収入未済はない。通常は施設利用の前に納入状況を財務システムで確認し、未納の場合には、相手方と連絡を取り、指定管理者に情報提供のうえ、利用当日の現金払いにするなどの対応を取っているが、年度当初の時期で、人事異動により担当者が替わり、上手く引継ぎができていなかった。今後は、収入未済が発生しないよう、事前の納入状況の確認、指定管理者との連絡調整を適正に行うことを徹底することとし、指定管理者との会議において未納の場合の対応を両者で確認・共有した。また引継ぎ内容を個々の職員だけでなく、担当全体で共有するなどして、引継ぎに漏れがないよう努めていく。

2) 指定管理者が承認した講堂の使用について、使用者が使用日までに使用料を納入しなかったにもかかわらず講堂を使用させていた。その結果、当該使用料が次のとおり収入未済となつていった。
 文学館講堂使用料
 平成24年度分 1件 13,600円
 また、使用承認を受けた者が納期までに使用料を納入しなかった場合の使用承認の取扱について、指定管理者と取り決めがなされていなかった。

2) 平成24年度の収入未済1件については、電話や訪問等を行い戻り行った結果、平成25年10月25日に納入され、現在は収入未済はない。通常は施設利用の前に納入状況を財務システムで確認し、未納の場合には、相手方と連絡を取り、指定管理者に情報提供のうえ、利用当日の現金払いにするなどの対応を取っているが、年度当初の時期で、人事異動により担当者が替わり、上手く引継ぎができていなかった。今後は、収入未済が発生しないよう、事前の納入状況の確認、指定管理者との連絡調整を適正に行うことを徹底することとし、指定管理者との会議において未納の場合の対応を両者で確認・共有した。また引継ぎ内容を個々の職員だけでなく、担当全体で共有するなどして、引継ぎに漏れがないよう努めていく。

3) 芸術の森公園に係る都市公園の占用許可(バス停留所操縦)について、許可の更新手続きがされていなかった。

3) 早急に許可更新手続きを行った。今後は、占用許可のリストを作成し、手続き漏れがないよう適正に管理を行う。

4) 平成24年度に発生した講堂使用料に係る収入未済1件1先13,600円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県採外収入の督促及び延滞処分に關する規則」に基づき督促状も発行されていなかった。

4) 延滞先との交渉内容や対応方法等については記録を残し、副館長まで総務課職員間で情報共有していたが、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める形式に準じた延滞債権管理簿を作成していなかった。施設使用料については、事前の納入状況の確認、指定管理者との連絡調整を適正に行うことにより、基本的には収入未済は発生しないものと思われるが、今後、収入未済が発生した場合には、同マニュアルに定める延滞債権管理簿を作成し、適切に管理を行うとともに、納期限後20日以内に速やかに督促状を送付する。

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (契約1)
 1) 日直代行業務委託は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のもとなっていないかった。

1) 日直代行業務委託について、違約金条項の記載内容を変更する契約を締結した。

監査対象所属	韭崎工業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月31日、11月11日、12月26日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 4件 (給与1、物品1、財産1、契約1)
 1) 平成25年1月に実施した昨年度の定例監査において、平成24年4月甲府市内に自宅(持ち家)のある職員が東京都内の借家に転居し、自動車と鉄道を利用して通勤する旨の届出が提出された際、届出に係る事実を証する定期券写しの確認を行わないまま通勤手当を認定し、届出に基づく手当を支給しており、また、年度途中で実施される事後の随時確認の際も、本件に係る定期券写しの確認が行われていなかったため、指導事項とした。

1) 当該職員に平成24年4月以降の通勤・居住の実態を示す書類の提示を求めていたが、提出がなかったため所管課と協議の結果、平成24年4月から甲府市内の自宅(持ち家)から通勤しているとみなし、認定を取消した。支給済み手当額と認定取消による手当額の差額は、所管課にわい入処理の対応を依頼し、平成26年2月18日までに全額を返還させた。今後の手当認定においては、事実を確認できる書類の提出を求め、提出がされない場合には認定しないこと(条件によっては所管課へ協議)とする。

平成25年11月に実施した今年度の定例監査時点においても、定期券写しの確認がなされていなかったととも、平成25年4月に東京都内から自動車により通勤する旨の変更届が提出された際にも、変更前と同様に実態の確認を行わないまま通勤手当を認定し、支給していたため、指導事項とした。
 2) 物品の購入について、以下のとおり著しく不適切な事務処理等があつた。
 ○図書室の書籍に財務規則に定める物品の購入手続きを行わないまま納入させていたものがあった。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となつていた。
 ○物品要求書及び支出命令書が重複しており、二重払がされていたものがあつた。また、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品と一致しないものがあつた。
 ○平成25年度の新開購読料は支出負担行為同一で前金払とされていたが、監査日

1) 書籍については所管課からの指示により「願末書」と「各業者と取り交わした合意書」を添付した物品要求書を起案し、平成25年12月末日までに支払済み。
 ○物品の二重払いについては、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品を確認し、重複分についてはわい入処理を行った。
 ○新開購読料については、4月～11月分を12月末日までに支出済み。
 今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。

<p>(11月)現在、4月から10月分の支払等がされていなかった。</p> <p>3) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている自動火災報知設備等及び消火栓設備等の機器点検が、監査日(11月)現在、実施されていなかった。</p> <p>4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など6件の業務、飲料水及びトイレの水質検査業務及びガス漏れ警報機の賃貸借について、財務規則に定める契約手続きを行わずに、業務等を業者に行なわせていた。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。</p> <p>(指導事項) 4件 (収入1、支出1、契約2)</p> <p>1) 徴入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 39,600円</p> <p>2) 電気料金等の支払が遅延しているものがあった。 また、電気料金について遅延利息が発生していた。</p> <p>3) LPガス供給等に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>4) 契約書に定められた請求時期と実際に請求書が提出された時期が相違しているものが4件あった。</p>	<p>3) 法令を確認したところ、機器点検については6か月に1度、総合点検については1年に1度の実施が義務づけられており、平成25年度は、年度前半に行うべき機器点検については時期を失してしまい実施できなかった。年度後半に行うべき機器点検については、自動火災報知設備等の総合点検(平成26年2月22日実施)及び消火栓設備等の総合点検(平成26年3月15日に実施)と併せて実施した。 今後は、消防関係法令に則り適正に事務処理を行う。</p> <p>4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など6件の業務については、所管課の指示に従い支出負担行為を作成、契約を行い、支払済み。飲料水及びトイレの水質検査業務については所管課からの指示に従い、1月末日までに支払済み。ガス漏れ警報機の賃貸借についても、所管課の指示に従い支出負担行為を作成、契約を行い、支払済み。 今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。</p> <p>1) 授業料 過年度分 先数1件 39,600円について、平成25年度末現在も未納となっている。電話・通知・家庭訪問等を行うことにより、引き続き納人を呼びかける。</p> <p>2) 支払の遅延および延滞遅延については平成25年8月26日までに支出済みとなった。今後は、電気料金等に支払遅延が生じないよう、スケジュール表を作成し、支払日を確認するなど適正な事務処理を行う。</p> <p>3) 契約書の違約金条項の記載内容を単価契約のものに修正し、変更契約を行った。 今後、契約の際は契約書の内容を確認する。</p> <p>4) 監査による指導を受け、平成25年11月以降は業者に対し、契約書どおりに請求書を提出させようとしている。 今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。</p>
---	--

監査対象所属	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日

監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 行政財産使用許可に係る日新館厨房使用の上下水道料負担金の課定において、算定基礎となる学校全体の上下水道使用料には消費税が含まれているが、当該負担金に消費税相当分が加算されていなかった。	1) 平成26年3月27日付け「行政財産の使用に伴う必要経費の算出について(通知)」に基づき、算出方法を消費税が加算されるよう改めた。

監査対象所属	甲府西高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
1) 平成25年度高等学校入学料を4月9日に現金収納したが、財務規則第45条に定める期限までに払込みがなされていなかった。	1) 今後は、事務室全体で意識を持ち、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。
2) 校舎内喫煙物処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	2) 今後は、契約内容に不備がないよう精査し、適正な事務処理に努める。

監査対象所属	甲府東高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
1) 修了、卒業及び成績等に関する証明手数料において、収入証紙消印実績調査への手数料の入力に誤りがあった。	1) 手数料の入力誤りについて、今後はチェック体制を強化し、処理に遅滞のないよう留意する。
2) 日直代行業務委託契約及び校内ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	2) 次年度契約書において、違約金条項の内容を改め、財務規則に則り適正な事務処理に努める。

監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月29日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	1) 今後は財務規則及び運用通知に則り、委託契約書の該当箇所の内容を単価契約のものに改め、適切な契約を行う。

監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月24日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 1件（契約1）</p> <p>1) 建築物環境衛生管理業務委託において、通年で選任が必要な「建築物環境衛生管理技術者」に係る業務について、委託契約期間満了前の平成25年3月25日付けで履行確認を行い、同3月29日付けで支出していた。</p>	<p>1) 今後は、契約期間満了を待って履行確認を行い支出する。同様の誤りがないよう所属内のチェックを確実に行う。</p>

<p>監査対象所属 農林高等学校</p> <p>監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月</p> <p>監査実施日 平成26年1月8日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>(指導事項) 1件（支出1）</p> <p>1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令が遅延したことにより、振替不能や年度が異なる支払いの振替など、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>同日に口座振替される電気料金4件は電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日まで口座に入金されていなかった。</p> <p>このため、振替日（出納閉鎖日）において、水道料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から電気料金4件のうち3件が口座振替された。この結果、水道料金として出納閉鎖日に口座に入金した前渡資金で新年度の電気料金の支払が行なわれていた。</p> <p>また、水道料金については、電気料金4件の支払を目的としてあらかじめ口座に入金した新年度の前渡資金と口座に残っていた水道料金支払を目的とした前渡資金とにより納期限内に口座から引き落とされていた。ただし、振替不能となった電気料の延滞利息は発生しなかった。</p>	<p>1) 今後は、各年度の支払いの振替について、納期限を踏まえたうえで、混同がないように徹底する。また、本件の原因となった支出命令の作成の遅れが発生しないよう、スケジュール管理を的確に行う。</p>

<p>監査対象所属 巨摩高等学校</p> <p>監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月</p> <p>監査実施日 平成26年1月8日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>(指導事項) 1件（物品1）</p> <p>1) 外国語指導助手に貸付けている複製一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 指導後、速やかに物品貸付調書を作成した。今後は適正な帳管理を行う。</p>
<p>監査対象所属 増穂商業高等学校</p> <p>監査対象期間 平成24年11月～平成25年8月</p> <p>監査実施日 平成25年11月12日、平成26年1月23日</p>	

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 特殊勤務手当（教員特殊業務手当）を受給資格のない者に支給していた。</p>	<p>1) 返還処理を行い受給資格のない者から返還済み。このようなことがないよう、支給要件を再確認するとともに教員特殊業務手当支給確認のチェック項目とした。</p>

<p>監査対象所属 市川高等学校</p> <p>監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月</p> <p>監査実施日 平成26年1月8日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>(指導事項) 3件（支出1、財産1、契約1）</p> <p>1) 賃借物品であるLPガス警報器の使用料の支出科目について「使用料及び賃借料」としないで「需用費」で処理されていた。</p> <p>2) 行政財産使用許可において使用料を減額しているが、申請書に減額を希望する理由の記載がないものが5件あった。</p> <p>3) 可燃物運搬処理業務委託契約外3件は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1) 今年度支出済のガス警報器使用料については、科目更正を行い「需用費」から「使用料及び賃借料」への支払いへ変更した。監査終了後に請求のあったものについては、適正な科目からの支出をしている。</p> <p>今後も支出等の事務処理の際には、支出科目が適正であるかの確認を十分に行う。</p> <p>2) 今年度すでに申請のあった行政財産目的外使用許可更新申請については、申請書に未記入項目等の誤りがないか詳細に確認を行い受理している。</p> <p>今後の申請においても、申請書の記載内容を慎重に確認したうえで処理を行う。</p> <p>3) いずれの契約についても、前年度の契約を参考に契約書を作成し、記載内容の誤りに気づかなかつたものであるが、白打油の単価契約については、今年度11月の契約の際に、違約金記載の誤りに気づき、単価契約で適用される記載内容に変更し契約を締結している。</p> <p>契約行為を行う際は、今後も、より慎重に契約書の記載内容を確認する。</p>

<p>監査対象所属 県南高等学校</p> <p>監査対象期間 平成24年11月～平成25年8月</p> <p>監査実施日 平成25年11月13日、12月20日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数8件 586,000円</p>	<p>1) ①債務者等の所在については今後とも住民票抄本を取得し、確実な連絡手段を確保した上で、電話等による早期かつ計画的な納付を促す。</p> <p>②連帯保証人を対象に文書や電話による協力要請の回数設定を行う。</p>

<p>③戸別訪問の回数増を図るなど、徴収の時機を失しないように定期・定時連絡等を行い、粘り強く交渉し滞納額の圧縮を図る。</p> <p>④特に、平成26年6月に滞納時効を迎える債務者は、成人に達しているため重点的に督促等を行い、併せて当該債務者の連帯保証人との交渉を重ねて行く。</p> <p>なお、予備監査日以降も上記方法による催促・督促を行った結果、1先138,100円を取納した。平成26年度末現在の収入未済は先数7件 447,900円である。</p>	
---	--

監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (財産1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 電気通信施設設置及び厨房使用に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指図書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	1) 「行政財産使用料の額の改定について(平成26年1月22日付け管理課長事務連絡)」に基づき、許可指図書に使用料の改定に係る条項を追加する変更使用料を行う。今後は、行政財産使用料の算定に係る通達に則り、適切な事務処理を行う。

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日
監査の結果	
(指導事項) 5件 (収入1、物品1、財産1、契約1、重点事項1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 168,300円	1) 収入未済については、保護者に電話連絡や家庭訪問を行い督促したが解消されていない。今後は、家庭訪問などの取り組みを強化する。
2) 郵便切手類受払簿が定められた様式で月毎に作成されていなかった。	2) 郵便切手類受払簿について、月毎に作成するよう改めた。
3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。	3) 移動報告が成されていた行政財産の使用許可について、報告書を出した。今後、行政財産の使用許可を行った際は、速やかに移動報告を行う。
4) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	4) 違約金条項の記載内容を単価契約のものとする変更契約を行った。
5) 平成24年度に発生した学校開放に係る照明施設電気料について、収入未済となったが「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発行されてお	5) 学校開放に係る照明施設電気料について、収入状況を確認するとともに、収入未済となった場合には速やかに督促状を発付するとともに、延滞債権管理簿を作成することとし

らず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿も作成されていたかった。

た。また指簿を受けた債権については、納入済みとなっている。

監査対象所属	谷村工業高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 電柱等及び自動販売機設置を目的とした行政財産使用料について、測定がされていないものが7件あった。(合計 14,753円)	1) 行政財産使用料の測定について、7件全ての測定を行った。 今後は速やかに4月当初に測定を行う。
2) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが8件あった。	2) 規則に基づき、移動報告書を出した。 今後はこのようなことがないよう、公有財産事務取扱規則を熟知し、迅速に手続きを行う。

監査対象所属	桂高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (財産1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 1筆	1) 未登記地の解消については、平成27年度の市への移譲に向けて、所管課において手続き中である。

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、12月24日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (財産1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。	1) 平成25年12月17日付けで、移動報告書を所管課に提出した。 今後は、法令等を遵守し、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
(指導事項) 2件 (給与1、物品1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 別居の父母に係る扶養手当の事後確認における送金の判定について認定要件を満たしていないものがあった。このため、扶養手当が過払いとなっていた。	1) 所管課と協議を行い、いり入措置を執った。 今後も、手当の認定及び確認については、チェック表を用いたチェックを行うとともに、複雑な案件は、所管課と協議しながら、誤りのないよう留意する。

2) 平成24年度に貸借した車両について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。

2) 占有物品受人調書及び占有物品払出調書を作成した。
今後は遺漏のないように留意する。

監査対象所属	中央高等学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月13日、平成26年1月8日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 新校舎への引越しに伴い、使用不能な物品を喫煙処分していたが、財務規則第164条に定める物品棄却調書による棄却のため手続きが行われていなかった。	1) 新校舎への引越しに伴い喫煙処分した物品並びに開校当初から備品原簿に残っていた物品についても各教科担当者等に依頼し現況備品と備品原簿との突合確認を行い、備品原簿上不要な物品について、2月末までに物品棄却調書により棄却手続きを行った。

監査対象所属	ひばりが丘高等学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (収入1、給与1、財産1)	1) 収入証紙消印実簿の件数及び金額に誤りがあった。 2) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条第2項に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものが2件あった。 3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。	1) 収入証紙消印実簿を修正した。 今後は、財務会計の決算時に、実簿の写しを添付しデータの重複を確認する。 2) 児童手当額改定通知書を、対象者に交付した。今後は、児童手当事務取扱要領に則り、適正な事務処理を行うことを徹底する。 3) 所管課に公有財産移動報告書を提出した。今後は、新規に使用許可した場合は、直ちに報告書を提出する。

監査対象所属	ろう学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月9日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (物品1、財産1)	1) 賃借物品であるフランクシミリ及び丁合機について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書が作成されていなかった。 2) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが2件あった。	1) 占有物品受人調書(フランクシミリ、丁合機の2件)を作成した。 今後は、リース物件等の占有物品が生じた場合は、その都度速やかに受人調書を作成する。 2) 貸付(使用許可)移動報告書(2件)を作成し、所管課に提出した。 今後は、公有財産の内容に変更が生じた場合

は、その都度速やかに移動報告書を作成し、報告する。

監査対象所属	甲府支援学校	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月17日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)	1) ゴミ処理委託契約及び灯油の供給に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。	1) 今後は違約金に関する条項を契約内容と合致させると共に、契約書の各条項の確認を徹底し、財務に関する事務の適正な執行に努める。

監査対象所属	わかば支援学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年2月3日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 特別支援教育就学奨励費(給食費) 過払いに係る返還金の延滞金 平成25年度分 先致 1件 50円	1) 収入未済の50円は、平成25年12月6日納付された。 今後は関係規則をよく確認し適正な支出を行い延滞金の原因となったらしい入事務が生じないよう努める。 また、債権が発生した場合適正に管理し納期限内に納入されるよう努める。

監査対象所属	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 安全運転管理者の届出に要する経費について、公費で支出すべきところ、私費で支出していた。	1) 本人が請求を辞退したため、公費での支出は行わないこととなった。 今後は、このようなことがないよう、経費の内容をよく確認して事務手続きを行う。

監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月17日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。	1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約については、平成25年度はすでに執行済みであったため、今後の契約締結時には契約書の違約金条項の記載内容を単価契約のものに改める。

監査対象所属	ふじぐら支庁学校	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 （給与1、契約1）		
1) 増額変更後の通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。		1) 提出された通勤届について、給与担当者が支給時期を誤って記入して回覧してしまい、支給時期にズレが生じてしまった。今後は、チェック表を活用し、給与担当者は書類作成時に、決裁者は決裁時に、内容確認を徹底する。
2) 平成25年度スクールバス運行管理業務委託契約について、次のとおり不適切な事項があった。 ①契約担当者が記載すべき予定価格調書の予定価格欄及び見積書書比較価格欄について、金額が印字されたものであった。 ②予定価格が積算額より高く設定されていた。また、結果として積算額を上回る額で契約されていた。 ③支出負担行為同いの支出区分では精算私のみとなっていたが、契約書第6条第2項に前金払がでている旨規定されていた。		2) 消費税対象になる部分と消費税非対象部分とで、複雑な積算を要することから、複数人でのチェック体制に不備もあった。次回からは、今回の指導も踏まえた事務所内のチェック体制を強化するとともに、関係所属と共同で、強固なチェック体制を構築する。
監査対象所属	甲府警察署	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月30日、12月19日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 （収入1、契約1）		
1) 平成25年度の待機宿舍（美咲寮）の入居料の算定について、管理人に指定された者の自動車の保管場所に係る加算額の調整に誤りがあり、入居料が過大に徴収されていた。 2) 自動車用燃料の購入に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。		1) 過大徴収した4月から10月分までの7ヶ月分を11月6日に返還した。 2) 今後の契約において同様の誤りが生じないように、担当者への周知を行った。
監査対象所属	韮崎警察署	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月13日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 （契約1）		
1) 車両運搬委託契約外11件に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。		1) 単価契約における違約金条項の記載内容について見直しを行い、今後は適切な内容とするとともに、各条項の確認を徹底し適正な事務処理に努める。

監査対象所属	北杜警察署	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月31日、12月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 （契約1）		
1) 監視システムの賃貸借に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。また、契約書に不要な収入印紙が貼付されていた。		1) 違約金条項の記載内容については、今後の契約において同様の誤りが生じないように、担当者への周知を行った。また、契約業者には、不要な収入印紙を遷付できることを伝えた。
監査対象所属	南部警察署	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月30日、12月20日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 （支出1）		
1) 平成24年10月に更新している身延山駐在所敷地賃借に係る長期継続契約の執行同いは、支出負担行為同いに移行したこととされているが、支出負担行為同いが作成されていなかった。そのため年度当初に決裁を受けた支出負担行為同いで3月に年間使用料を支払っていた。		1) 今後は契約期間ごとに支出負担行為同いを作成する。
監査対象所属	富士吉田警察署	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月13日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 （支出1、契約1）		
1) 留置人疾病治療費の支払において、全額公費負担とすべきところ、国民健康保険を適用した金額（診療費の3割）の請求書を受け取り、支払を行っているものがあった。 2) 庁舎清掃業務委託契約書中の委託料の支払に関する条項において、毎月前月分の請求書を提出することとされているが、前月分として請求すべき金額の算定方法が明らかにされていなかった。また、実際の請求は、当該条項の規定とは異なり、2か月に1度行われていた。		1) 支払先の医療機関に説明し、2月13日に支払い済み。 2) 庁舎清掃業者と支払について口頭で確認し、2か月ごとに支払っていた。平成26年1月10日に変更契約を行い、実態に合わせた契約内容とした。